

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送廣告ハ左ノ如シ

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限り右定額ノ外ニ
尙月十五錢ノ郵資料ヲ由支シ

知るみどりを得べし即ち新内閣の主義は前内閣と異て断じて政黨の縁を絶ち閣内に列する者は苟めに黨に關係せざるものと見て差支なかる可き歟、扱方施治の事に移りて一地方の公益は全國の公益と扱わせざるが故ニ町村郡縣の人民が各との町村郡縣の公益を謀ると忘れざることは全國の公益は從て進むるを得ず然るに今ふれよ反し一地方の人民にして中央の政論に熱心して其選舉又は會議等を機として派の爭論を開くとあらば其勢は延て小民よ及ぼし如相結び狂暴之よ乘じ家を富まし國を利するの業は得興る可らず是れ必竟中央政治と地方施治とを混淆の致す所なり云々の一節は時弊に切ある辭よしてよく相違なしと雖も既に府縣會町村會の如き人民公場所を開て擇舉會議等都て戸外政治上の習慣を成る

内を得んが爲め進行を止めて錨を卸したるも強風の事
なれは錨の斷絶を氣遣ひ端艇に水兵五名を乗込ませ
て非常を保護し居たりける然るに偶々一艘の英國商船
が進み来るの様子なれば大和は兼て相處の注意をも爲
しつし端艇をして此進行線を避けしめんと支度中英船
は無慘にも端艇を外輪よかけて進みければ何かは以て
堪かり可けん忽ち破壊、沈没するの不幸に遭遇したるな
りと大和は此有様を見て憤怒の餘り一時は尾撃せんと
譯説もありしが端艇逃れ人の生死も判然せざる場合あ
れば先づ溺者を助けて而る後上海なる英國領事に押合
はんとの事よ決し終よ其場は其儘にて過せしが却端艇
飛込人中三人は支那船よ助けられ残り二人の内一人は
死體を搜し得たるも一人は行衛分らずとなり其後右の
英船は航海日記杯を體よく繕ひあして上海領事廳に當
しし議の實際の公相干久又地も政にし

又最^{アマニ}と頼みかる少
力士の内二段目より
なるふとは京坂
なるが其一人の大
を得此の勢ひなら
味たりしが小錦^{コノミ}
く大坂^{オオサカ}より居りて假^{ナガ}
本の大關とは中々
の門に入り剣山、
んには他日小錦^{コノミ}
にも許さる、位地^{シテ}
を抱き^{ハグ}る程上更
より東方に顯はれ
好き若者なりと

山縣内務大臣は去る廿五日各地方長官に向け訓令を發し
しめる由よて其本文は昨日の紙上より記載したれば讀者
は既に一覽せられたる事ならん抑も西洋諸國にて新任
の内閣首相が就職の初々は先づ第一に其意見を公にして
施政の方針を示す例なれども我國にては未だ其事
なし前年伊藤伯が始めて總理大臣の地位に就きたる折
施政の綱領あるものを發したる事あれども之は單に政
府部内の處置手順を示したるまでにして政略の公示と
申す可き程のものにあらず又黒田伯就職の時と雖も是
れと云ふ可き程の沙汰を聞かず左れば今回の訓令も山
縣伯が内務大臣たる資格を以て各地方の長官に今後の
心得を示したるものにして從來どても斯る事例なきに
あらざれば固より政略公示の端を開きたるものと見る
可らざるは勿論なりと雖も今度の場合は少しく從前と
異にして伯が登閣最初の訓令なりと云ひ且つは事、地
方の施治に關するものありとは雖も其文勢を見れば滔
々千數百言、目下の時弊と之を匡濟する方法とを痛論
したる一篇の論策とも云ふ可く聊か以て伯が經繪の一
端を窺ひ知るに足るものなきにあらざれば我々は此訓
令より由て以て新内閣施政の方針をトするも敢て不當な
らざる可しと信ずるなり叔伯は今日の時勢に際し人心
懲昂して政論に競争し黨比して相鬭ぐは勢の免れざる
所なりとなし而して地方行政官たるものは此時に當り
宜しく屹然として中流の砥柱たるべきのみならず亦宜
しく人民の爲めに適當の體制を示し其偏頗を抑へ向ふ
所を諦めざらしむるふとを戒めざるべからず要するに
行政權は至るの大權あり其執行の任に當る者は宜しく
各種政黨の外より立ち別個附比の習を去り専ら公正の方
向を取り以て職任の重きに對ふ可し云々とて地方官在
ものゝ如し今の政府の有様に於ては至當の論策と云はず

務大臣の訓令

國議會の會員は其府縣民の公撰に附して其會員は中止
政府の議事に參與す可しと云へば斯る人民として中止
と地方とに論なく政治上の選舉又會議に黨派の争を禁
ましめ以て地方の政論を一轉するは實際至難の事に
て地方施治の上に於て此至難の事を能くす可きや否
は我輩の知らざる所なり又地方無智の小民が狂熱の
り怨讐相結んで喧嘩紛争するが如きは既に政論の争
離れて狂暴の境に陥りたるものなれば之を處分する
は固より隨機の手段なかる可らず左れば訓令に所謂
位若し懲に意を加へて提携訓導し其良知に訴へ釋然
る處ならしめば云々とは畢竟地方官たる者の平生の
得を示したるものにして事の實際に至りては政府に
て自ら之に處する方略あるみとならん其他教育殖產
事又人民と接するに上下阻隔する所なく法律規則の
又謂之親和の情を聞き處務手數に簡易敏速を主とし
煩苛の弊を除く可き事及び地方の經濟に勤儉を勉め
廉を守り豪華の習を痛斥する事に就ての注意は丁寧
切實恵も慈母の愛子を戒むる辭の如し地方官たるもの
も宜しく服膺す可き所なれども凡そ法令訓戒の如きは
徒らに死守せずして之を活用するひと肝要なり勤儉の
一事の如き當局者自ら之を守り身を以て卒先するは正
なれども若しも然らずして身を賣るひと薄く人に求
ふど多きが如きものあらんには其弊却て言ふ可らず
地方官たるは亦宜しく此邊に注意し其精神を活用す
の才覚、肝要なる可し要するよ今度の訓令は内務大臣
の資格を以て各地方官に施治心得を示したるもの
外ならざれども之に依て以て新總理大臣が經綸の一端
を窺ひ知るに足る可きものあきにわらされば我輩は御
か茲に概評して以て世人と共に新政將來の方針に注意
せんとする者なり

○神戸貿易組合は取締上便利の爲近來難貨商及び石炭業者へなす有様に於て存廢の會議重大の議事なればどで員一般へ通知せよ三十餘名より開會の趣旨と述べ組合を解散し更になんどの説を述種々討議の末解散組合を要求せし始末地の米穀商總取締會を要求せし始末十一月限受渡米穀賣縣人大嶋文策士方は頻りに苦情を方より買方に渡さにして肥後肥前並なれば格付標準の質なり然るを會所より一石に付三四米再審を行ふ可處渡方は茲より一石の格付とも認公平の格付とも認米再審を行ふ可處渡方は茲より

さるを得ず依て思ふよ前内閣の特色とする功臣都羅策は
黒田伯の主執したる所にして大隈伯を入れ後藤伯を入れ
れ南海の潛龍たる板垣伯さへも一時は登門の沙汰あり
たる程の次第にして全く其目的を達したるが如くあり
しも是等の人々は既に久しく民間に在りて各種の政黨
と容易に親る可らざるの關係を生じたるが故に其内閣
は偶々以て前内閣に半政黨内閣の奇觀を添へたるのみ
あらゆる條約改正の問題などは此事情の爲めに却て世間
の物議を多はからしめたるの跡あるが如し然るに今や
山縣伯は地方官よ滅むる行政官たるものは政黨外よ
立ち引揚附比の習を去る可き旨を以てしたるを見れば
之に由りて以て新内閣が政黨に對する關係も自ら廢ひ

せんとする者が

（一）本院之設立，係為應付日後社會上之需要，故其目的在於為社會服務，非為個人謀利。

内を得んが爲め進行を止めて錨を卸したるも強風の事
なれば鎖鎖の斷絶を氣遣ひ端艇に水兵五名を乗込ませ
て非常を保護し居たりける然るに偶々一艘の英國商船
が進み来るの様子なれば大和は兼て相向の注意をも爲
しつし端艇をして此進行線を避けしめんと支度中英船
は無慘にも端艇を外輪よかけて進みければ何かは以て
堪ゆ可けん忽ち破壊、沈没するの不幸に遭遇したるな
りと大和は此有様を見て憤怒の餘り一時は尾聲せんと
評議もありしが端艇乗込人の生死も判然せざる場合あ
れば先づ溺者を助けて而る後上海なる英國領事に掛合
はんどの事よ決し終よ其場は其儘にて過せしが却端艇
飛込人中三人は支那船よ助けられ残り二人の内一人は
死體を搜し得たるも一人は行衛分らずとなり其後右の
英船は航海日記杯を體よく繕ひあして上海領事廳に當
する地主十公千の賄賂を以て公使館に來て其處に於
て又最も驕みかる少
力士の内二段目よりなるが其一人の大
なるが其一人の大坂よ居ケテ假
本の大關とは中々の門に入り剣山、
んには他日小鎭にも許さる、位地
より東方に顯はれ
好き若者なりと